

ID: 201

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係

処分の概要	階層区分の変更		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則 第5条		
例 規 番 号	平成18年規則第88号		
【根拠条文】 (階層区分の変更) 第5条 市長は、被措置者又はその主たる扶養義務者が、災害、病気その他やむを得ない事情により徴収金を納入することが困難と認めるときは、前条の規定により認定した階層区分を変更することができる。 2 前項の規定により階層区分の変更を受けようとする者は、階層区分変更申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、前条の規定により認定した階層区分の変更の適否を決定し、養護老人ホーム費用徴収変更通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日